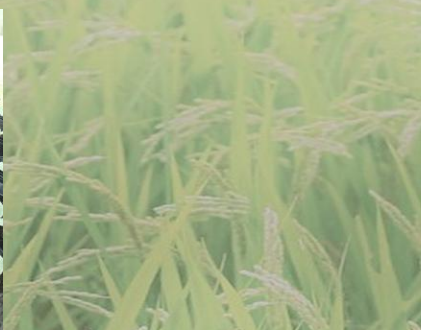


北海道の農業関係事業者のみなさまへ

「農業ビジネスコース」を修了した
刑務所出所者を雇用してみませんか？
～支援制度の御紹介～

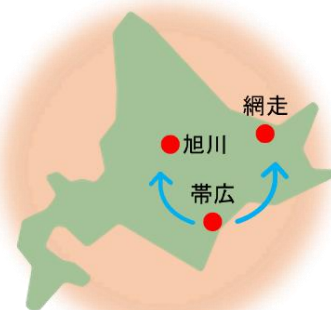


※ 実際の農作業の様子

法務省北海道矯正管区
農林水産省北海道農政事務所

「農業ビジネスコース」とは (旧「農業モデル」)

受刑者に農業の知識・技能を身に付けさせ、円滑な社会復帰を支援する取組です。北海道内では、適格者を選定の上、帯広刑務所での座学研修やトラクターの操作研修、帯広刑務所、旭川刑務所及び網走刑務所の農場での農作業の実践等を行っています。



刑務所近隣農家からの農作業の依頼も受け付けております！

※作業は刑務官の監督の下で行われます。



受刑者が農業の知識や技能を身に付けているのはわかったけど、出所後実際に雇用するのは不安があるなあ…

そんな農業者の方々の不安を軽くするため、国の支援制度があります！



協力雇用主への支援制度

犯罪や非行をした人※¹の自立や社会復帰を目的として、そのような方々を雇用する事業主（協力雇用主と言います）として登録いただくことで、以下のような国の支援を受けることができます。

※¹ 刑務所からの出所者や少年院からの出院者を含みます。

就労・職場定着奨励金

刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月間、月額最大8万円をお支払いします。

※ 刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施し、保護観察所にその状況を報告していただきます。

最大48万円/人

就労継続奨励金

刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円をお支払いします。

※ 刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施し、保護観察所にその状況を報告していただきます。

最大24万円/人



協力雇用主に登録しないと支援は受けられないのかな？

そんなことはありません。
協力雇用主でなくても受けられる支援制度もあります。



その他支援制度

職場体験講習

刑務所出所者等に実際の職場環境や業務を体験させていただいた場合、講習委託費をお支払いします。

※ 社会保険に加入していることが条件となります。

最大2万4000円/人

トライアル雇用制度

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円をお支払いします。

※ 事前にトライアル雇用求人をハローワークに登録していただくとともに、雇用保険に加入していることが条件となります。

※ トライアル雇用期間中は、就労・職場定着奨励金との重複受給はできません。

最大12万円/人

雇用就農資金

49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して、最長4年間、年間最大60万円を助成します。

さらに、刑務所出所者を雇用する場合、支援額が年間最大15万円加算されます。

※ 同一の法人等雇用就農者に対する就労・職場定着奨励金及び就労継続奨励金との重複受給はできません。

**年間最大75万円/人
最長4年間**

身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金をお支払いします。

※ 労働保険に加入していることが条件となります。

最大200万円

**実際の雇用に当たっては、保護観察所が
全面的にバックアップします！**

※制度の具体的な要件や金額等の詳細については、裏表紙に記載されているお問合せ先の各機関におたずねください。

実際に出所者を雇用した事業者の声

農業ビジネスコース（旧農業モデル）修了者を雇用していただいた帯広市内にあるコントラクター（農作業請負事業）を営む企業にお話を伺いました。

Q 出所者を雇用するに至ったきっかけを教えてください。

A ハローワーク帯広の職員から、受刑者の就労支援に係る連絡を受けたことがきっかけとなりました。出所者を雇用することに特段の抵抗はなく、ただ単に間違いをしてしまったり、周囲からの誘いを受けて、過ちを犯してしまったりする者もいると思いますし、それだけの違いしかない「同じ人間」だと思っています。

Q 実際に雇用した感想を教えてください。

A キャベツの収穫作業、牧草の収穫作業といった農作業のほか、農閑期には、引越し作業の補助に従事してもらうこともありました。他の従業員と変わりなく、むしろ一生懸命やってくれました。

Q 今後の雇用についての意向を教えてください。

A 雇用して特に困ったことはないため、今後も雇用していきたいと考えています。また、仕事以外でも、会社の仲間と話をさせるようにしたり、行事に参加させたりして、出所者を一人にさせないようサポートしていきたいです。今は、「仕事中心の生活を長く続ければ、悪いことに手を染めないのではないか。」と考えています。



農業ビジネスコースで知識や技能を身につけた出所者を雇用したいと思ったら、どこに相談すればいいのかな？

コレワーク※に「農業ビジネスコース修了者を雇用したい」旨を電話又はメールでご相談ください！



お問合せ先

出所者雇用の総合相談窓口

コレワーク北海道 **0120-29-5089**

メールでのお問合せや出所者雇用の流れは[こちら](#)→



コレワーク

検索

※ コレワークとは、受刑者や少年院在院者の雇用の手続きや事業主の方が利用できる国の各支援制度等の紹介を行うため、国が設置した受刑者等の雇用の総合相談窓口です。

協力雇用主への支援制度・職場体験講習・身元保証制度について

札幌保護観察所 011-261-9225

函館保護観察所 0138-26-0431

旭川保護観察所 0166-51-9376

釧路保護観察所 0154-23-3200

トライアル雇用制度について

最寄りのハローワークまでお問合せください。

農業ビジネスコースについて

法務省北海道矯正管区 011-783-3911

雇用就農資金について

北海道農業会議 011-281-6761

刑務所出所者の再犯防止・社会復帰支援に御理解と御協力をお願いします！

